

建設キャリアアップシステム利用要領（試行）

（趣旨）

第1条 本要領は建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の利用を促進するため、兵庫県土木部が所管する工事において、CCUSを利用するために必要な事項を定めたものである。

（対象工事）

第2条 兵庫県土木部が所管する全ての工事において、受注者からCCUSの利用について希望があったものを対象とする。受注者は、CCUSを利用する場合、契約後、速やかに利用の意思を工事打合せ簿により通知する。

なお、受注者が総合評価落札方式の技術資料においてCCUSの活用を申告した工事は本要領のほか総合評価落札方式に関する手引き等を参照することとする。

（実施内容）

第3条 受注者は、CCUSを利用する場合、以下の内容について取り組むものとする。

【取組内容】※①～④全てに取り組むこと。

- ① 事業者登録
- ② 技能者登録
- ③ 現場登録
- ④ 就業履歴情報の登録

【取組に対する履行状況確認の基準】

- ① 事業者登録すること
 - ② 1名以上（受注者のみでも利用とみなす）
 - ③ 受注した現場の登録
 - ④ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）
- 2 受注者は前項の取組結果として就業履歴の記録をもって報告するものとする。
- 3 発注者は前項の報告資料と施工体制台帳などを確認のうえ、当該工事現場で作業を行った技能者の就業履歴が記録されていることを確認する。

（工事成績）

第4条 前条第1項に示す取組内容①～④全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評価（主任監督員の考査項目別運用表：創意工夫等）において、1点加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点を行わない。

ただし、総合評価落札方式の技術資料においてCCUSの活用を申告した工事は創意工夫による加点は行わず、同申告の不履行による減点（総合評価の技術資料記載 事項に対する履行の確認）は対象となる。

(CCUS利用に係る費用)

第5条 CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。